委　託　仕　様　書

業 務 名：　平井排水センター非常用発電機点検業務委託
履行場所：　岡山市中区平井五丁目１番４９号
履行期間：　契約日から令和9年3月31日まで

第１章　　総　　則

第１節　一般事項

（目　　的）
第１条　本仕様書は、上記業務委託の基本的内容について定める。受託者は現場説明書、仕様書及び図面等（以下「設計図書」という。）に基づいて本市関係職員（以下「監督員」という。）の指示に従って誠実に履行すること。
　なお、本業務は設計図書及び業務に関係ある法令・条例等に準拠し、定められた期間内に履行すること。

（提出書類）
第２条　受託者は、次の書類をすみやかに監督員に提出すること。※契約に関する書類は別

１．着手時に提出する書類

（１）課税事業者届	１部
（２）業務責任者届	１部
（３）工程表（委託作業表）	１部
（４）委託着手届	１部
（５）再委託届出書	１部※１
（６）材料検査簿	１部※２
（７）その他監督員の指示する書類	１式

２．完了時に提出する書類

（１）委託写真帳	１部
（２）点検報告書	１部
（３）委託完了通知書	１部
（４）その他監督員が指示する書類	１式

※１　再委託がある場合、※２必要な場合

（業務責任者）
第３条　業務責任者は、監督員の監督を受け、契約の履行に関し、その運営、取締り等を行うほか、契約に基づく乙の一切の権限（委託料額の変更、委託期間の変更、委託料の請求及び受領、契約の解除に係るもの等を除く。）を行使することができる。

（条件変更等）
第４条　現場説明書、本仕様書及び図面に明示のない場合又は履行上変更が生じた場合は、監督員に通知し、協議すること。

（法令、条例等の適用）
第５条　受託者は、本業務の履行に関係ある法令、条例等を遵守し、必要な届出手続きは予め監督員に関係書類を提出し、その承認を得た後に受託者がこれを代行する。
　これらに要する費用は、特別に指示指定したもの以外は全て受託者の負担とする。

（災害防止等）
第６条　本業務の履行に当たっては、作業に従事する者の安全災害防止対策等に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業保安法令に違反することのないよう、特に留意して行うこと。なお、履行中第三者に危害等を与えた場合は、受託者の責務において誠意をもって解決すること。
　また、業務履行にあたり、監督員と事前に打ち合わせ等を行い、機場の運転管理に支障がでないよう努めること。

（臨機の処置）
第７条　災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。とった措置の内容は遅滞なく監督員に報告すること。また、本業務履行中において対象の機器等に異常が発見された場合、軽微な異常は調整・修理を行い、重大な異常は監督員に遅滞なく報告し、協議を行うこと。

（現場作業等の承認）
第８条　業務履行内容等については、あらかじめ本市の承認を受けること。

（有資格作業）
第９条　受託者は本業務進捗に関し、法令等の定めるところにより有資格者の常駐等が必要な場合は、受託者の責任義務にて措置し、現場の安全就労と円滑な進捗に努めること。
　なお、有資格者等を選任する場合は、作業前に有資格者を証する書類の写しを提出し監督員の承認を得ること。

（弁済復旧）
第10条　本業務の履行に際し、建造物、機器等を損傷しないように十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用はすべて受託者の負担とする。

（整理整頓）
第11条　受託者は、本業務の履行期間中および業務完了に際して、監督員の指示に従い履行場所全般の整理･整頓・後片づけおよび清掃等を行うこと。

（別契約の関連作業）

第12条　別契約の関連作業［工事、修繕、委託等］については、当該関係者と協力し、履行場所の運転管理をも含め、全体の円滑な進捗を図ること。

（業務用電力等）

第13条　業務履行に必要な電力・用水は、原則として本市が支給する。ただし、使用に際しては、あらかじめ本市の承諾を受けること。また、運転管理等に支障を与えることのないよう十分注意すること。

（使用工具等）

第14条　本業務の履行に使用する工具及び機器類は、受託者の責任において準備するとともに、使用前には十分に点検整備を実施すること。

ただし、専用工具等を必要とする箇所について、本市の保有する工具が必要な場合は貸し出すものとする。受託者は、専用工具等の貸し出しを受けたときは、遅滞なく借用書を提出し、貸与品の取扱いには十分注意しなければならない。

（使用材料）

第15条　本業務に使用する材料等は高信頼性、耐久性、安全性を具備した高品質のものであり、材料検討等により最適なものを選定し、既設品と同等もしくは同等以上の性能を有する新品とする。同種の製品・部品等は、完全な互換性を有するものでなければならない。また、ＪＩＳ等、各種法規･規格に制定されているものについては、これに適合しなければならない。

設計図書に表示されていない軽微な部品について交換が必要と考慮されるものについては、受託者が交換すること。

受託者は、貸与品及び支給材料の引渡しを受けたときは、遅滞なく受領書又は借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取扱いには十分注意しなければならない。

（発生材の処理）

第16条　１．発生材のうち、特記により引渡しを要するものは、清掃を行い指示された場所に整理のうえ、調書を添えて監督員に引渡すこと。

２．発生材のうち、特記により再生資源利用を図ると指定されたものは、構内において分別を行い、所定の再生資源化処理施設等に搬入を行った後、調書を監督員に提出すること。

３．１及び２以外の引渡しを要しないものは、すべて構外に搬出し、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い、適切に処理し監督員に報告すること。

なお、特別管理産業廃棄物のある場合は、特記による。

（検査）

第17条　本業務の履行期間中、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け、承諾を得た後に次の工程に移行すること。

また、本業務完了後、受託者は、本市検査員の指示するとおり検査を受け合格しなければならない。受託者は、検査員の検査に合格しない場合、遅滞なく補修または改造をして再検査を受けなければならない。

(契約不適合責任)

第18条　本業務の履行における保証期間については、完了検査合格後１年間とする。
保証期間中に本業務に起因する不備が発生した場合、受託者の負担において補修を行うこと。

(支払い)

第19条　本業務の支払いは、完了後一括払いとする。

(その他)

第20条　本業務の履行に先立ち、設計図書を参考とし十分に現地調査を行い、監督員と協議し履行すること。

第２章　　特記事項

第１節　概　要

(委託概要)

第１条
　平井排水センター非常用ディーゼル発電機及び付帯機器を点検し、発電機の円滑な始動性能を維持することにより停電時における安定した電源の確保を図るもの。

(点検対象)

第２条　本業務対象機器は、下記のとおりとする。

平井排水センター非常用ディーゼル発電機

非常用発電機ディーゼルエンジン

(1)	製造業者	ダイハツディーゼル株式会社
(2)	形　　式	６DS－１８A
(3)	名　　称	立型単動水冷４サイクル直接噴射式
(4)	気 筒 数	6気筒
(5)	出　　力	600PS
(6)	回 転 数	1200ｒｐｍ

交流発電機

(1)	形　　式	E80-AFT
(2)	定格電圧	3φ・220V・60Hz
(3)	定格出力	500kVA

（業務範囲）

第３条　本業務の範囲は次のとおりとし、点検及び試験調整までを含むものとする。

１．非常用発電機点検	１式
２．部品交換	１式
３．試運転調整	１式

（点検内容）

第４条　非常用発電機の本体及び制御盤ほか付帯機器の点検及び測定・部品の交換を行い、試運転調整を行うものである。

１．外観等一般点検

ディーゼルエンジン及び交流発電機ほか付帯機器の外観等一般点検等を行うもの。全ての機器に共通する点検項目は、下記のとおりとする。

（１）水の浸透・障害物の有無・表示・損傷・腐食・脱落変形・過熱・漏水など

２．機器別点検

非常用発電機のディーゼルエンジン・発電機及び各補機類・付帯機器・制御盤のほか、各機器別に目視点検及び測定などを行うもの。機器別点検の項目については、メーカー推奨Ａ点検相当内容とする。

３．部品交換

(1)	カコウソクフタ(2)		6 個
(2)	マルパッキン(O)	85	1 個
(3)	マルパッキン(O)	19×2T	10 個
(4)	ガスケット	22-2	6 個
(5)	マルパッキン(O)	10	12 個
(6)	ノズル	DL150T268NP32	6 個
(7)	ピンノズルダウエル		6 個
(8)	パッキン　ベン		1 個
(9)	ワリピン(O)	2×20	2 個
(10)	ベン		2 個
(11)	Ｏリング(O)	15.6×2.3	2 個
(12)	マルパッキン(O)	14	1 個
(13)	パッキン(ケース)		1 個
(14)	パッキン(ロキケース)		2 個
(15)	パッキン(シメツケナット)		2 個
(16)	エレメントパッキン		2 個
(17)	潤滑油		400 Ｌ

４．試運転調整

起動停止を行い、運転状況確認を行うもの。

なお、運転は無負荷で行うものとする。

（発生材の引渡し）

第５条　本業務において交換した部品について再使用が可能な物は、点検及び清掃を行い監督員の指示する場所に納めること。納入する際、交換日・状況等を記入した調書を添えること。

（点検報告書等の提出）

第６条　受託者は、点検実施後速やかに点検報告書を提出すること。点検報告書は下記のとおりとする。

１．点検報告書は、点検内容（点検者、点検項目、点検結果、判定等）、及び点検所見（不良個所）等を記載すること。

２．点検により不良個所が発見された場合は、点検報告書により監督員に報告し、今後修理・取替・改造等を要するものについては、納期・経費等を記した見積書を提出すること。

（部品交換）

第７条　本業務内での部品交換については、交換部品の取付けを行う前に、必ず清掃を実施し、取付け面の点検を確実に行うこと。